合理的配慮申請の流れ

2024年4月1日

学生・保護者



学生・保護者 学生支援部・教務部 メディカルセンター 学生委員会

学生:配慮申請書・チェックリスト記入

メディカルセンター: 学生とカウンセラー面接の調整・実施・配慮申請内容の作成



学生委員会:配慮内容の審議・決定



学生支援部:審議決定内容を学生に通知、合意書の締結



教務部:学生が履修する科目を担当する教員への連絡



診断書等根拠資料は、学生支援部又はメディカルセンターで保管

合理的配慮の実施



関係者:学科長、当該学期の履修教員

教務部・学生支援部・メディカルセンターの担当職員

学生支援部:学期末毎に学生と面接の調整・実施・評価



メディカルセンター:学期末毎に精神・発達障害学生とカウンセラー面接の調整・実施・評価



学生:学期末毎に、学生支援部と面接 精神障害・発達障害はカウンセラーと面接

学生支援部:申請内容に変更がある場合は、合意書の再締結

在学中は配慮申請が不要となるまで継続的に支援